

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所TCA（軽水臨界実験装置）に係る定期事業者検査についての面談
2. 日時：令和2年11月18日 10時00分～11時15分
3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者：
原子力規制庁
原子力規制部 検査グループ 専門検査部門
大東首席原子力専門検査官、松本主任原子力専門検査官、
千葉管理官補佐、岡田技術参与、小泉技術参与
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所臨界ホット試験技術部臨界技術第2課長 他4名
5. 要旨
○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「JAEA」という。）から、TCA（軽水臨界実験装置）の定期事業者検査報告書について、資料に基づき説明があった。
 - ・定期事業者検査においては、添付資料のとおり、長期停止中において性能維持管理が必要な設備の検査を実施する。
 - ・TCAは現在廃止措置計画の認可申請中であり、計画認可後に保安規定の変更認可を申請し、同規定認可の後、廃止措置施設に移行する。
○原子力規制庁から、以下の内容を伝えた。
 - ・特別な定期事業者検査要否整理表中に知見考慮と記載されているものについて、知見をどのように対応するのかを明確にすること。
 - ・定期事業者計画、特別な定期事業者検査要否整理表及び原子炉施設(TCA)の特別な設備保全整理表において、設備・機器等の名称を統一すること。
○JAEAから、承知した旨回答があった。
6. その他
資料：原子力科学研究所のTCA（軽水臨界実験装置）の定期事業者検査について

以上